

		現行の「プレスティア外貨キャッシュカード規定」文言		新しい「プレスティア外貨キャッシュカード規定」文言
9. 紛失カードによる払戻	(1)	紛失したカードについては、前条第(1)項に従った本人からの通知以前に、第三者による不正使用によって本人に損害が生じても、当行は何ら責任を負いません。	(1)	紛失したカードについては、前条第(1)項に従った本人からの通知以前に、第三者による不正使用によって本人に損害が生じても、当行に過失がある場合を除き、当行は何ら責任を負いません。
12. 届出事項の変更等		ATMの誤操作によってカードが無効となった場合、又は氏名、代理人その他の届出事項に変更があった場合、本人は直ちに当行所定の手続(当行所定の書式とともにカードも併せて提出する等)に従って当行に届出するものとします。本人からの届出完了以前に、代理権を失った代理人によるカードの使用等によって本人に損害が生じても、当行は何ら責任を負いません。なお、電話等により連絡を受けるも当行における必要な手続に所定の日数がかかる場合は、届出は、その手続完了時に完了したものとみなします。		ATMの誤操作によってカードが無効となった場合、又は氏名、代理人その他の届出事項に変更があった場合、本人は直ちに当行所定の手続(当行所定の書式とともにカードも併せて提出する等)に従って当行に届出するものとします。本人からの届出完了以前に、代理権を失った代理人によるカードの使用等によって本人に損害が生じても、当行に過失がある場合を除き、当行は何ら責任を負いません。なお、電話等により連絡を受けるも当行における必要な手続に所定の日数がかかる場合は、届出は、その手続完了時に完了したものとみなします。
14. カードの解約等	(4)	前項のほか、次の各号の一にでも該当し、サービスの提供を継続することが不適切である場合には、当行はこのサービスを停止し、または本人に通知することによりこのサービスを解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されるものとします。 ①預金者が口座開設申込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合 ②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または、次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為	(4)	前項のほか、次の各号の一にでも該当し、サービスの提供を継続することが不適切である場合には、当行はこのサービスを停止し、または本人に通知することによりこのサービスを解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それが本人の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして解約されるものとします。 ①預金者が口座開設申込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合 ②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または、次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為

		現行の「プレスティア外貨キャッシュカード規定」文言		新しい「プレスティア外貨キャッシュカード規定」文言
14. カードの解約等	(6)	前2項以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本サービス契約を解約すべきと判断した場合、本サービス契約は解約されます。	(6)	前2項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本サービス契約を解約すべきと判断した場合、本サービス契約は解約されます。
17. 当行の義務等	(3)	第14条第(2)項及び第(3)項に定めるほか、当行又は提携機関は、本人に対する何らの通知なくいつでもATMにおけるカードの利用を、制限、停止又は解約することがあります。	(3)	第14条第(2)項及び第(3)項に定めるほか、当行又は提携機関は、合理的な理由があるときは、本人に対する何らの通知なくいつでもATMにおけるカードの利用を、制限、停止又は解約することがあります。
	(5)	当行が第14条第4項ないし第6項により本サービス契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、本人および代理人がそれらを負担します。また、当行は、これらの条項による解約によって本人または代理人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。	(5)	当行が第14条第4項ないし第6項により本サービス契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、本人および代理人がそれらを負担します。また、当行は、これらの条項による解約によって本人または代理人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
19. 本規定の変更		当行は、本規定の内容を、本人に事前に通知することなく何時でも任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。かかる変更内容は、ウェブサイト等、当行所定の方法により本人に通知します。		当行は、金融情勢その他の諸般の事情の変化その他相当の理由があると認められる場合には、国内の支店の店頭表示またはウェブサイトでの表示など、相当な表示手段をもって少なくとも1ヵ月前の事前の告知を行うことにより、本規定の内容を変更できるものとします。
		以上(2018年7月14日現在)		以上(2019年10月1日現在)